

新苦前ウインビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書に係る知事意見

平成30年12月4日付け
経済産業大臣宛て

本事業は、苦前郡苦前町において平成12年から運転している苦前ウインビラ発電所（出力30,600kW、19基。以下「既設風力発電所」という。）の出力の変更を伴わない更新事業であり、苦前町市街地の南方向に位置する88.2haの対象事業実施区域に、単機出力4,300kWの風力発電機8基から成る発電所を設置する計画となっており、当該区域の南西では、他社の風力発電所（以下「他社風力発電所」という。）が隣接して稼動している。

対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、本事業の実施により、騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺はガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類の渡りの経路となっているほか、当該区域の近傍ではオジロワシの営巣木が確認されており、既設風力発電所においてはこれまでオジロワシのバードストライクの発生が確認されていることから、更新後の本事業においても、引き続き鳥類の渡りや繁殖等への影響が懸念される。

以上を踏まえ、事業者は、次に示す事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

（1）準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とは言えない項目が散見され、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあるほか、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の位置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

（2）評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(3) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

他社風力発電所の更新事業と本事業とで工事期間が重複する計画となっていることから、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼動に伴う窒素酸化物及び粉じん等について、他社風力発電所の更新工事の情報を入手するなどして、累積的影響についても予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音及び振動

ア 他社風力発電所の更新事業と本事業とで工事期間が重複する計画となっていることから、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼動に伴う騒音及び振動について、他社風力発電所の更新工事の情報を入手するなどして、累積的影響についても予測及び評価を実施すること。

イ 施設の稼働に伴う騒音について、比較的強風時に実施した秋季の調査地点の多くで環境基準(A類型)を上回っている状況で、当該調査結果をバックグラウンド値として評価を行っている。しかし、秋季の調査時間区分の多くで平均風速5m/s以上を記録しており、環境基準達成状況の評価方法や騒音の把握方法を示した「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年環境省)における測定時の環境条件(長時間風速5m/s以上が続く場合は測定を中止する)を満たしていない。また、バックグラウンド値に既設風車の影響分が含まれており、騒音の増加の程度については過小評価の可能性がある。このため、同マニュアルで示された測定時の環境条件の適合性や既設風車による騒音の寄与の程度など、評価に当たっての前提となる条件を分かりやすく示した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

(3) 風車の影

対象事業実施区域周辺の住居のうち、本事業又は本事業と更新後の他社風力発電所との累積的影響により、上平エリアなどの7軒又は8軒において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されているにもかかわらず、その他のエリアでは指針値を超える住居がないことをもって影響は小さいと評価している。この評価に当たり検討された環境保全措置は基数の削減のみであるが、当該措置を講じてもなおガイドライン指針値を超える影響が予測されていることから、影響の回避又は十分な低減を図るため、風車の配置見直しや影響が及ぶ時間帯の稼動制限などのさらなる効果的な環境保全措置を講ずること。

(4) 動物

ア コウモリ類については、地上からのバットディテクターを用いた調査のみを実施しているが、プレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できたとする根拠が示されていないことから、その科学的根拠を明らかにすること。また、それが出来ない場合は、対象事業

実施区域及びその周辺におけるコウモリ類の生息状況に詳しい専門家等の意見を聴いた上で、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

イ 本事業による既設風力発電所からの風車配置の変更に伴い、対象事業実施区域のみならず隣接する他社風力発電所周辺においても鳥類の行動が変化する可能性があることから、バードストライクや渡り経路の変更などに係る、他社風力発電所との累積的影響についても予測及び評価を実施すること。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で複数年の調査とともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

(5) 生態系

ア バードストライクによる上位性注目種であるオジロワシへの影響の予測にあたり、一般化線形モデルを用いた手法により、建替え前後の飛翔の変化を推定しているが、計算過程や説明変数の選定理由などの説明が不十分であり、採用したモデルの妥当性が確認できない内容となっている。このため、評価書においては、採用したモデルの妥当性について、分かりやすく十分な記載により説明すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。

(6) 景観

ア 鳥類や生態系への影響を低減するため、ブレードへの彩色塗装などにより鳥類に対する視認性を高める措置を講ずるとしているが、景観に係る予測及び評価は彩度を抑えた塗装とする措置を前提としたフォトモンタージュにより行われており、彩色に係る環境保全措置については環境要素間で整合性がとられていない。このため、彩色塗装等の措置を行う場合は、それを想定したフォトモンタージュを作成することなどにより、改めて予測及び評価を実施すること。

イ 本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際の風車の大きさなどの視覚的印象(見え方)より小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成するなど、改めて予測及び評価を実施すること。

また、フォトモンタージュの作成に当たっては、背景とのコントラストなど視覚的印象を考慮し、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件で作成すること。